

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害者やその家族・遺族が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになっていただくため、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援施策のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

日時 9時～17時30分(土・日・祝日・年末年始を除く)

問合せ 市民局人権企画課(市役所4階)
☎6208-7619 FAX6202-7073

ひとり親家庭サポーターによる相談を受け付けています

ひとり親家庭や離婚前の方等のために、専門知識を持つひとり親家庭サポーターが自立に向けてのきめ細やかな相談を行っています。

【相談内容】

- ①ひとり親家庭・寡婦の方を対象とした就職や転職、資格取得や自立支援に関する相談
- ②離婚を考えている方の今後の生活全般、養育費、仕事に関する相談
- ③ひとり親家庭自立給付金の事前相談、申請受付など

日時 毎週火曜日・木曜日(年末年始・祝日を除く)
9時15分～17時30分

※出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

場所 区役所 保健福祉課(子育て支援)1階⑫番窓口

問合せ 保健福祉課(子育て支援)1階⑫番
☎6915-9107



児童扶養手当の支給回数の変更・支給月額の見直し

①「児童扶養手当」の支払回数が以下のように変更されます。

【現在】4か月分ずつ年3回 → 【2019年11月支払分から】2か月分ずつ年6回

支払月が変わる2019年11月の支払は、2019年8月～10月分の3か月分が支払われます。これ以降は1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

※毎年8月の現況届時に、前年所得により手当額の変更を行い、12月支払分から手当額が変更されていましたが、平成31年度からは翌年1月支払分から手当額が変更されます。

②児童扶養手当額は「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数をもとに手当額が改定されます。

※現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに、改定後手当額のお知らせを送付します。

児童数	種別	現在	平成31年4月分～
1人目	全部支給	42,500円	→ 42,910円
	一部支給	42,490円～10,030円	→ 42,900円～10,120円
2人目	全部支給	10,040円	→ 10,140円
	一部支給	10,030円～5,020円	→ 10,130円～5,070円
3人目以降	全部支給	6,020円	→ 6,080円
	一部支給	6,010円～3,010円	→ 6,070円～3,040円



問合せ 保健福祉課(子育て支援)1階⑫番 ☎6915-9107



特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

平成31年4月分から手当月額が次のとおり改定されます。

- ①特別児童扶養手当(1級) / 51,700円→52,200円
- ②特別児童扶養手当(2級) / 34,430円→34,770円
- ③特別障がい者手当 / 26,940円→27,200円
- ④障がい児福祉手当 / 14,650円→14,790円
- ⑤経過的福祉手当 / 14,650円→14,790円



※①②は20歳未満で政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
※③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援)1階⑬番 ☎6915-9857 FAX6913-6237

各種無料相談日(4月)

相談名	日時	申込方法	場所
弁護士による ①法律相談(毎月第2・第4金曜日)	4月12日(金)・26日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954)※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階 ※空きがある場合は随時受付
宅地建物取引士による ②不動産相談(毎月第2火曜日)	4月9日(火) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954)※6名(先着順)(1人30分以内)	
③司法書士相談(毎月第3水曜日) (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など)	4月17日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954)※8名(先着順)(1人45分以内)	
鶴見緑地公園事務所による ④花と緑の相談(毎月第2水曜日)	4月10日(水) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
城北環境事業センターによる ⑤ごみ減量・3R相談(毎月第3火曜日)	4月16日(火) 14時～16時	当日会場にて受付。	
⑥人権相談	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください。☎6532-7830 ※通話料は自己負担 FAX 6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	
⑦精神科医によるこころの相談	4月12日(金) 14時～15時30分 4月16日(火) 10時～12時	事前に電話または11番窓口にて受付(☎6915-9968) ※各日2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所1階
日曜法律相談 ナイター法律相談	日曜法律相談は4月28日(日)鶴見区役所・中央区役所で実施。ナイター法律相談は今月実施されません。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。		

問合せ ①②③総務課(政策推進)☎6915-9683 ④鶴見緑地公園事務所☎6912-0650 FAX6913-6804 ⑤城北環境事業センター☎6913-3960 FAX6913-3674
⑥総務課(教育)☎6915-9734 ⑦保健福祉課(保健活動)☎6915-9968